

# 三重大学・名古屋大学における科学研究費補助金による研究活動の不正行為について

## 1. 案件概要

平成23年2月に、三重大学及び名古屋大学に対し、三重大学大学院生物資源学研究科 青木 直人准教授及び名古屋大学大学院生命農学研究科 松田 幹教授を被告発者とする不正行為に関する申立書の提出があった。申立書の内容は、論文10報において66項目においてねつ造及び改ざんしたデータ用いているというものであった。

これを受け、両大学は各々調査委員会を設置し、協力しながら調査を行った。

調査の結果、申立書により指摘された10論文及び指摘以外の1論文において、一つの実験で得た結果（画像）を、他の異なる内容の実験結果（画像）として提示する不適切行為が少なくとも合計66項目あったと判定され、青木准教授がそれらの不正行為に関与していたと判断された。

なお、青木准教授は平成16年6月まで名古屋大学に助手として在籍し、平成16年7月に三重大学に異動している。

## 2. 調査経過等

### (1) 三重大学

- |             |  |
|-------------|--|
| 平成23年 2月28日 | 大学において研究行動規範委員会予備調査委員会を開催。                                       |
| 平成23年 3月 8日 | 予備調査の結果を受け、学外者2名を加えた13名による研究行動規範委員会を設置。（以降、平成24年3月までに委員会を計11回開催） |
| 平成25年 5月10日 | 調査委員会による調査結果について記者発表（名古屋大学と合同）。                                  |

### (2) 名古屋大学

- |             |   |
|-------------|---|
| 平成23年 2月24日 | 大学において公正研究予備調査委員会を開催。   |
| 平成23年 2月28日 | 予備調査の結果を受け、学外者2名を加えた11名による公正研究委員会を設置。（以降、平成24年6月までに委員会を計7回開催） |
| 平成25年 5月10日 | 調査委員会による調査結果について記者発表（三重大学と合同）。                                |

## 3. 三重大学及び名古屋大学における調査結果の概要

### (1) 青木 直人 三重大学大学院生物資源研究科准教授（当時）

#### 【不正行為について】

青木元准教授が責任著者である 10 報の論文及び青木准教授の留学先（ドイツ）の教授が責任著者である 1 報の論文において、一つの実験で得た結果（画像）を、他の異なる内容の実験結果（画像）として提示する不適切行為が少なくとも 66 項目あったと判定し、その大部分において青木元准教授が中心的役割を果たしたと結論した。

- 調査委員会において、問題が指摘されている画像の同一性を、論文 PDF ファイルを中心にバンド等の特徴的な形、濃淡、配置等により検討を行った結果、66 項目について同一画像データないしは同じ実験に由来する複数画像データであると判定した。また、そのうち 27 項目については、画像の切り貼り、上下・左右回転、引き伸ばし等の画像操作が確認された。
- そのうち、単なるコントロール実験ではなく論文内容に影響するものが 35 項目、重要

なコントロール実験で論文内容に影響するものが9項目含まれていた。

- 青木元准教授は、図の作成について自身が中心的役割を果たしていたことを概ね認めており、主要な共著者へのヒアリングにおいても不正行為への関与は否定され、それに対して、青木元准教授からもその内容を否定する発言はなかったため、不正行為の大部分において、青木元准教授が中心的役割を果たしていると結論した。
- 青木元准教授は誤って不適切な実験結果を掲載したと説明しているが、本来掲載すべきであった適切な実験結果はデータを喪失したとの理由で提出されず、実験記録もほとんど提出されなかったため、実験結果をねつ造して不正に論文に掲載したと判断した。

#### 【研究計画調書及び研究費の支出について】

青木元准教授を研究代表者とする科学研究費補助金のうち、これらの論文が計画調書に含まれたものは4課題（うち、振興会交付分2課題）、報告書に含まれたものは3課題（うち、振興会交付分2課題）であり、不正行為と直接関係のある支出としては、不正行為があると判定した論文の投稿料及び別刷料の支出が2件（うち、振興会交付分1件）あった。

- これらすべての課題において、研究計画そのものは、不正が認められた論文や不適切箇所を除外したとしても他の研究者の論文等で妥当性が裏付けられ、当初から不正な研究を意図したものとは言えないと判断した。
- 不正行為があると判定した論文の投稿料及び別刷料の支出以外は、研究目的及び計画に基づき適正に使用されていた。

#### （関係研究課題）

- 研究課題名 分泌膜小胞(アディポソーム)を介した脂肪細胞の機能発現機構の解明
  - 課題番号 20380185
  - 研究種目 基盤研究 (B)
- | 配分額 | 平成20年度 | 5,900千円  |
|-----|--------|----------|
|     | 平成21年度 | 3,600千円  |
|     | 平成22年度 | 5,400千円  |
|     | 計      | 14,900千円 |
- 不正行為と直接関連がある支出 163,658円（平成22年度）論文#1の掲載料

#### ※文部科学省交付課題

- 研究課題名 脂肪細胞より分泌される機能性膜小胞の解析
  - 課題番号 18052007
  - 研究種目 特定領域研究
- | 配分額 | 平成18年度 | 4,400千円 |
|-----|--------|---------|
|     | 平成19年度 | 4,600千円 |
|     | 計      | 9,000千円 |
- 不正行為と直接関連がある支出 315,742円（平成19年度）論文#2の掲載料、別刷代

#### （2）松田 幹 名古屋大学生命農学研究科教授

##### 【不正行為について】

松田教授は、不正行為があった11論文全ての共著者ではあるが、不正行為には関与していないと結論した。

- 松田教授は、青木元准教授が三重大学に赴任する以前の平成4年4月から平成16年6

月まで名古屋大学に助手として所属していた研究室の教授であるが、当該研究室では、基本的に各教員が独立の研究者として教育・研究に従事しており、実験・研究に関連する資料についても各教員が責任をもって管理していた。松田教授への聴き取りにおいても、原稿執筆、図版の作成、投稿は青木助手（当時）に任せており、投稿前に原稿部分を中心に英語表現等に留意しつつ修正をした、ということであり、青木元准教授も松田教授には文面のチェックをお願いしていただけなので関わりがないと証言していることから、不正行為には関与していないと判断した。

- しかしながら、研究室責任者である教授として、また論文の共著者として、松田教授の監督責任は問われざるを得ない。

#### 【研究計画調書及び研究費の支出について】

松田教授を研究代表者とする科学研究費補助金のうち、これらの論文が計画調書に含まれたものは4課題（うち、振興会交付分3課題）、報告書に含まれたものは3課題（うち、振興会交付分3課題）であり、不正行為と直接関係のある支出はなかった。

- 松田教授と青木助手（当時）の業績は、2課題においては分けて記載されており、分けられていない場合でも、これらの論文は応募研究課題の主題に直接関わるものではなく、これらを手がかりとした計画が立案されていないため、不正画像データを含む論文をもって研究費を獲得することを意図したものではない。
- また、研究費は不正論文の作成のために使われていない。

#### （3）その他

- ① 不正行為のあった論文のうち1報は青木元准教授の留学先（ドイツ）の教授が責任著者であるが、指摘のあった部分は青木元准教授が担当していたことから、不正行為には関与していないと判断した。また他の共著者についても、不正画像の作成に関与したことを示す証拠、証言は得られなかったため、不正行為には関与していないと判断した。
- ② 本不正行為により、当該領域の学術の進展を直接・間接的に妨げ、科学に対する社会からの投資と期待を裏切ったことの罪と責任は小さくないと判断した。

## 4. 三重大学・名古屋大学による措置

### （1）不正行為があったとされた論文の取り下げ

#3の共著者、#10の責任著者である留学先の教授によって、この2報は取り下げられており、それ以外については責任著者である青木元准教授より取り下げを依頼し、2件を除いて取り下げ済である。

### （2）大学における処分の状況

- ①青木直人 三重大学准教授 懲戒解雇（平成25年 5月 9日）
- ②松田 幹 名古屋大学教授 訓告（平成25年 3月18日）